## 第 38 号

令和7年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和7年度熊本県の母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ111,655千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する 行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木 村 敬

款				項			金	額	
									Ŧ
1	繰	越	金						33,82
				1	繰	越	金		33,88
					1214	, <u> </u>			
2	諸	収	入						77,8
				1	貸付	金元利	収入		77,8
		歳	入	合		計			111,6

1 民 生	費			1	額	
1 民 生	費				Ŧ	
					92,4	
		1 母福	子父子	寡 婦	92,4	
2 公 債	費				11,8	
		1 公	債	費	11,8	
3 諸 支 [	出 金				7,3	
		1 繰	出	金	7,3	
歳	出	合	<b>3</b> +		111,6	

## 第2表 債務負担行為

## 設 定

事	項	期	間	限	度	額
母子父子寡婦福祉資金1 母子及び父子並びに寡 律第129号) に基づき実施 に寡婦に対する技能習得 資金及び修業資金等の貸付	婦福祉法(昭和39年法 はする母子及び父子並び 資金、生活資金、修学	年次別 令和 令和 令和 令和	113年度			49,059 49,059 49,059 49,059 49,059 49,059